

令和 7 年度版



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

TEL:03-3506-6000(代表)

URL:<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/>

目次

青木会長メッセージ	P- 1
蟹江常勤委員メッセージ	P- 2
I. 組織	P- 3
II. 監査法人等に対する検査等	P- 4
(参考 1) 監査業界の概観	
(参考 2) 監査法人等に対する検査の実施状況	
(参考 3) 監査法人等に対する検査結果 (総合評価)	
(参考 4) 審査会が実施するモニタリング等に関する情報	
III. 公認会計士試験の実施	P-10
(参考 1) 公認会計士試験の受験者数・合格者数の推移	
(参考 2) 「公認会計士試験のバランス調整について」(令和 7 年 6 月公表)	
(参考 3) 公認会計士試験に係る情報発信等	
IV. 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	P-15
V. 諸外国の関係機関との連携・協力	P-16
(参考 1) IFIARを通じた監査品質の向上への貢献	
(参考 2) IFIARのメンバー構成	

青木会長メッセージ

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、令和7年4月に第8期の体制がスタートしました。

審査会が設立された頃（平成16年）を振り返ると、エンロン等の会計不正事案を踏まえて国際的に監査監督機関の設立が進む中で、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかとの観点から公認会計士監査制度の在り方について検討が行われ、審査会が設立されました。

それから20年以上経過しましたが、公認会計士監査の品質の確保・向上を図り、それにより資本市場の公正性と透明性を高めるという審査会の使命に変わりはありません。

監査を巡る最近の状況として、審査会では近年、大手・準大手監査法人に対して着実に検査を実施するとともに、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所をより重視して検査を実施してきました。その結果、中小規模監査事務所に関しては、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行う事案や、勧告に至らずとも業務管理態勢等の早急な改善を必要とする事案が頻出しております。

このような状況を踏まえ、第8期審査会においても、中小規模監査事務所について、引き続き重点的に検査を実施していくこととしています。ただし、監査品質の向上は、審査会による検査だけで達成できるものではありません。審査会としても、日本公認会計士協会の品質管理レビューや研修など関係者の取組とも連携しつつ、様々なモニタリング手法の活用や情報発信の強化にも取り組んでいきたいと考えています。

公認会計士・監査審査会 会長

青木 雅明

東北大学名誉教授

元東北大学大学院経済学研究科教授

令和4年4月 公認会計士・監査審査会常勤委員に就任

令和7年4月 公認会計士・監査審査会会長に就任



蟹江常勤委員メッセージ

審査会は、公認会計士試験の実施機関として、公正かつ円滑な試験の実施に努めてきました。

監査の品質の確保・向上を図っていく上では、監査業務の担い手として、能力の高い公認会計士を継続的に確保し続けていくことが重要な課題となります。

公認会計士の資質や能力の確保については、公認会計士の選考・育成過程全体で対応していく必要があります。公認会計士試験は、公認会計士の選考・育成過程のスタート段階の試験として、平成18年に現在の試験制度になってから約20年が経過しました。その間、公認会計士の登録者数は2倍以上に増加し、社会全体の会計人材の数は充実してきています。一方で、近年の公認会計士試験の受験者数が2万人を超える水準まで増加していることや、英語やサステナビリティ、ITなど、公認会計士に求められる知識・能力が拡大・多様化する中で、合格者の資質・能力の確保の観点から課題もみられます。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月に「公認会計士試験のバランス調整について一受験者の能力のよりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容等の見直し」（以下「試験のバランス調整」という。）を公表しました。

受験者数の増加に伴い、短答式試験の合格率が低下し、論文式試験の合格率は相対的に高い水準となる中、よりの確な能力判定を行うべく論文式試験の受験者数を増やしていくことや、公認会計士に求められる知識・能力の拡大・多様化を踏まえ、出題内容等についても検討していくこととしています。

第8期審査会においては、こうした試験のバランス調整に係る具体的な対応を着実に進めつつ、引き続き公認会計士試験の公正かつ円滑な実施に努めていきます。

公認会計士・監査審査会 常勤委員

蟹江 章

北海道大学名誉教授

元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

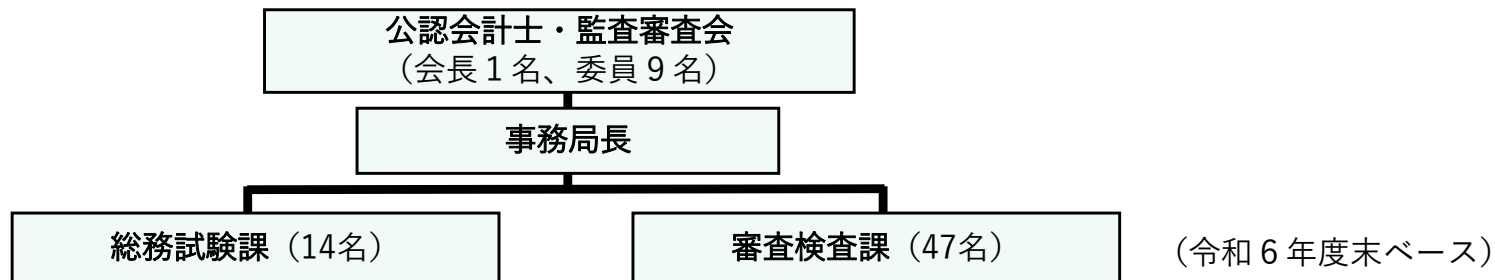
令和7年4月 公認会計士・監査審査会常勤委員に就任



I. 組織

- ・ エンロン、ワールドコム事件等による会計不信の世界的な高まりを背景に、米欧での監査監督機関の設立と併行し、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として設置
- ・ 金融庁に置かれ、会長1名、委員9名以内（両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命・任期3年）で構成される合議制の機関。令和7年4月1日から第8期発足
- ・ 主な業務内容は以下のとおり
 - ① 監査法人等に対する検査等
 - ② 公認会計士試験の実施
 - ③ 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
 - ④ 各国監査監督機関との連携強化

《組織》



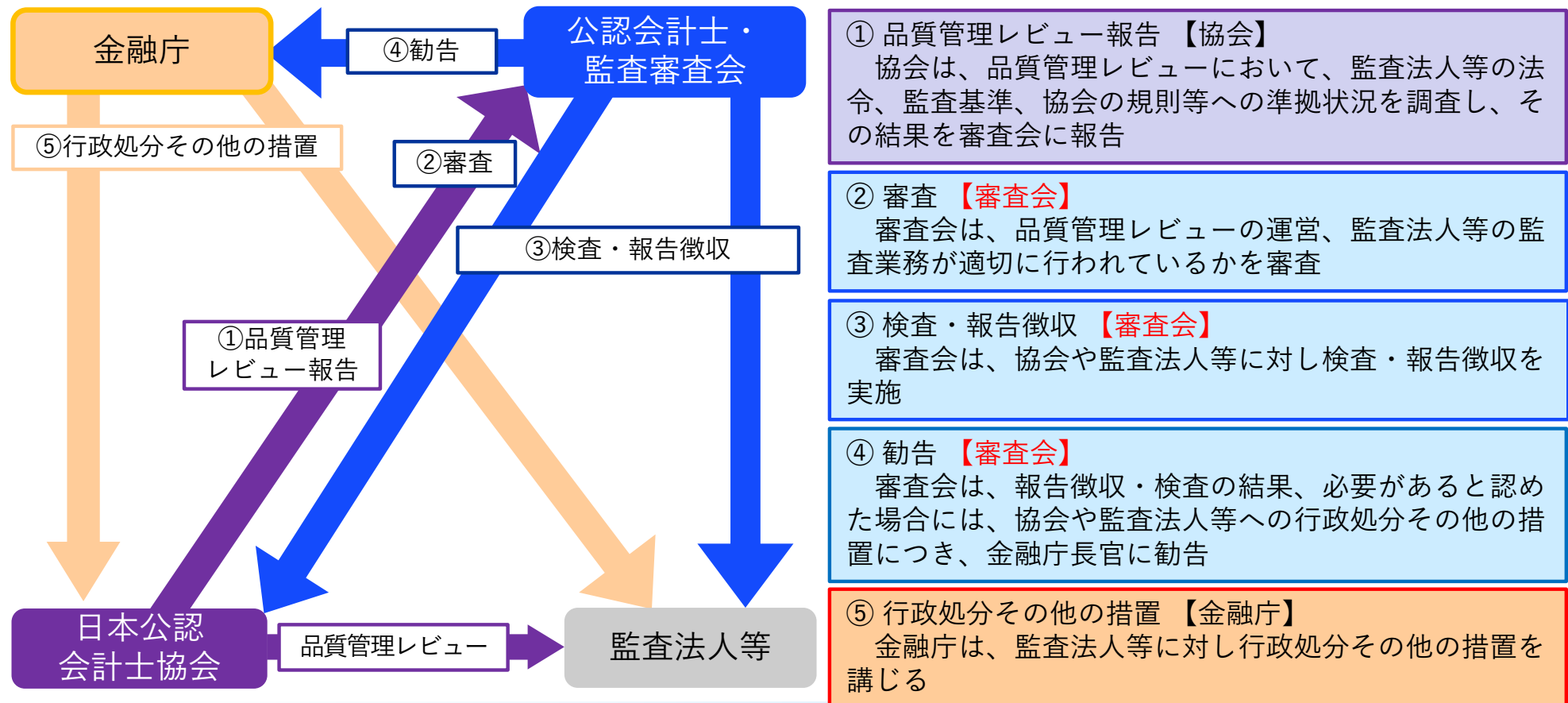
《審査会メンバー》

(令和7年6月9日現在)

会 長 (常 勤)	青木 雅明	元東北大学大学院経済学研究科教授、東北大学名誉教授
委 員 (常 勤)	蟹江 章	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授、北海道大学名誉教授
委 員 (非常勤)	井野 貴章	公認会計士 (PwC Japan有限責任監査法人パートナー)
	上田 亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
	川村 義則	早稲田大学商学学術院教授
	古布 薫	インベスコ・アセット・マネジメント(株)運用本部日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG
	塩谷 公朗	三井物産(株)常勤監査役、(公社)日本監査役協会会長
	玉井 裕子	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所パートナー)
	千葉 通子	公認会計士
	宮本 佐知子	(公財)日本証券経済研究所シニアフェロー (特別研究員)

II. 監査法人等に対する検査等

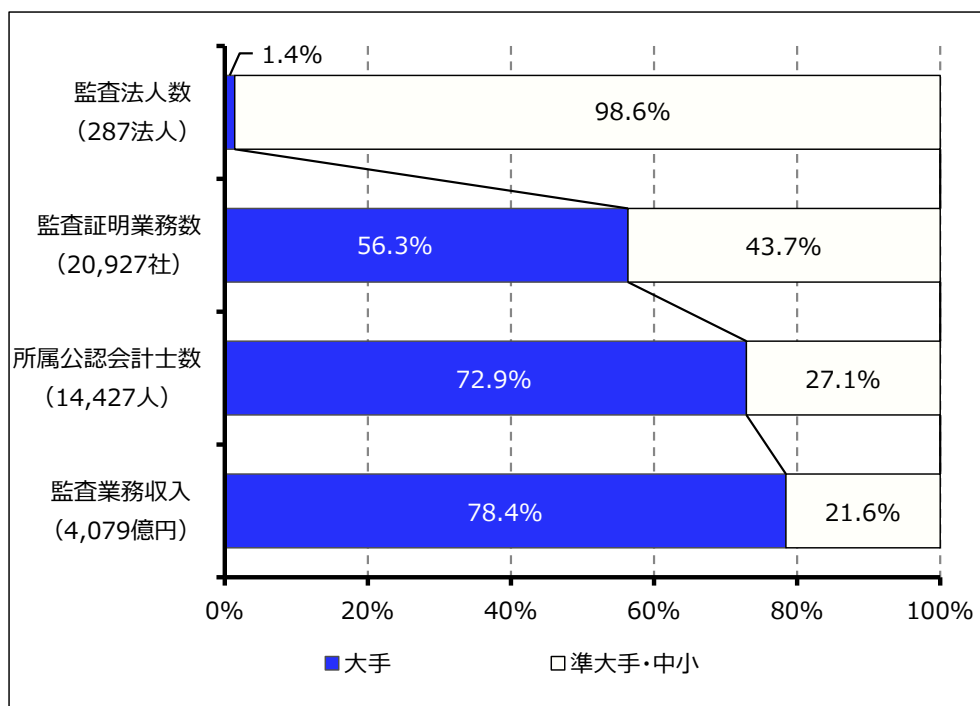
- 審査会は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所や協会等に検査等を実施
- 審査及び検査等の結果、協会において品質管理レビューが適切に行われていないこと、又は監査事務所の監査業務が適切に行われていないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告



Ⅱ. （参考 1） 監査業界の概観①

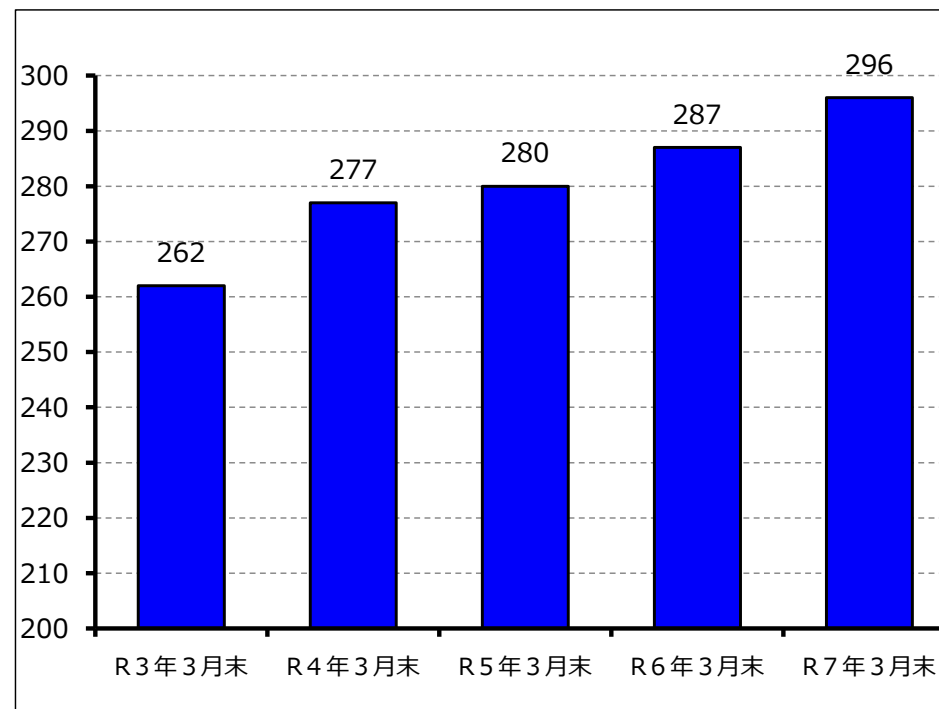
- 監査業務収入の約78%が大手監査法人（4 法人）に集中
- 監査法人数は全体として増加傾向

監査法人の分類別シェア（令和 5 年度）



（出典）令和 5 年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から審査会集計

監査法人数の推移

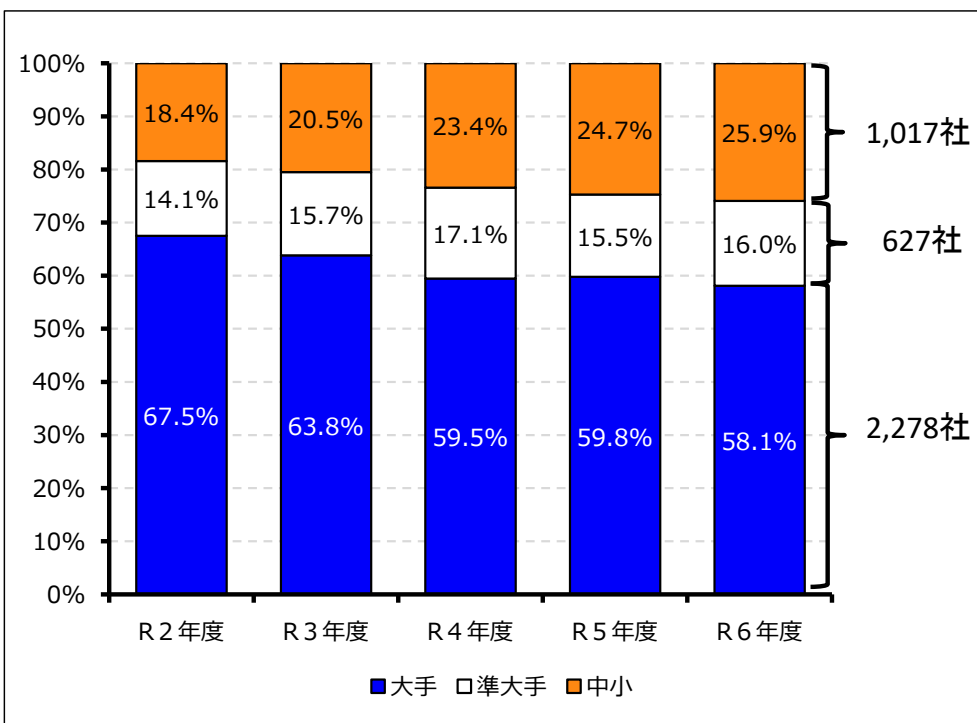


（出典）日本公認会計士協会データ（会員数等調）及び各監査法人からの届出書より審査会作成

Ⅱ. （参考１）監査業界の概観②

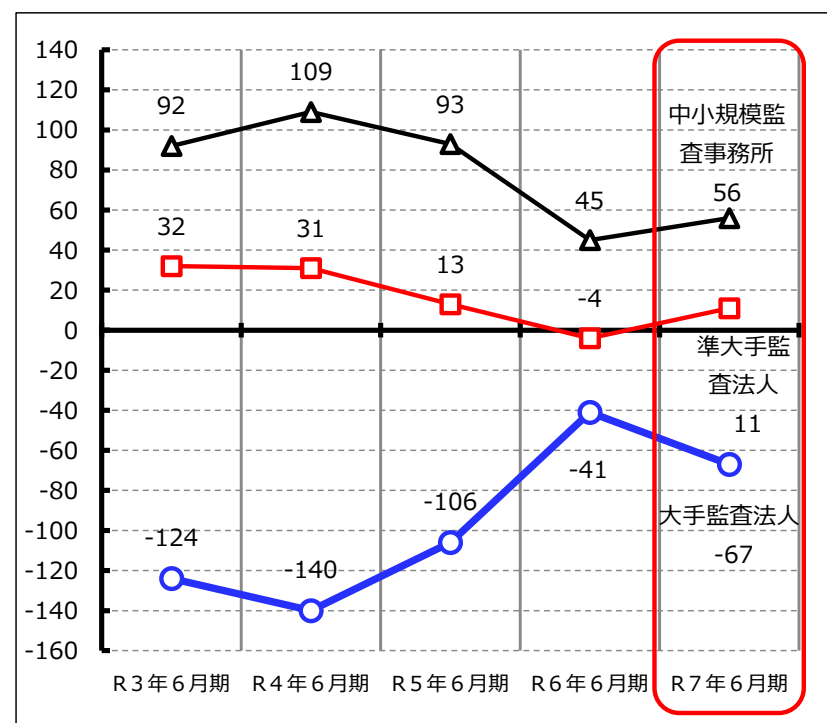
- 近年においては、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が令和４年６月期をピークに減少傾向にあったが、令和７年６月期は増加に転じている

会計監査人の規模別上場国内会社数の推移



(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

監査事務所の規模別の異動状況（単位：件）



(出典) 審査会作成

Ⅱ. (参考2) 監査法人等に対する検査の実施状況

■ 大手監査法人

- ✓ 原則として2年に1度の頻度で検査を実施し、翌事務年度には当該検査に対するフォローアップ（前事務年度に実施した検査での指摘事項の改善状況の検証）を実施
- ✓ フォローアップは、原則、報告徴収による

■ 準大手監査法人

- ✓ 原則として2年に1度の頻度で検査を実施する

■ 中小規模監査事務所

- ✓ 協会の品質管理レビューの結果や、監査事務所の業務管理態勢、上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施
- ✓ 上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努める

(注1) 大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上の監査法人。有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人

(注2) 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人

(注3) 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所

< 直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数） >

事務年度	R2	R3	R4	R5	R6
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	2	2	2
準大手監査法人	2	1	2	2	2
中小規模監査事務所	4	4	5	5	3
外国監査法人等	0	0	1	0	0
合計	10 (2)	9 (2)	10	9	7

(注) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載

II. (参考3) 監査法人等に対する検査結果（総合評価）

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請（平成28事務年度から）
- 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下となっており、最上位区分である「良好であると認められる」の法人はない
- 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることも一因

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	業務運営が良好と認められる場合	-	-	-
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	4	-	-
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	業務運営が良好であるとは認められない場合	-	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	-	3	8
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合（金融庁長官に勧告）	-	-	10

（注1）上記表は、令和2～令和6事務年度に終了した検査を集計

（注2）総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は2年に一度、準大手監査法人は、令和6事務年度まで3年に一度が原則、中小規模監査事務所は必要に応じて実施

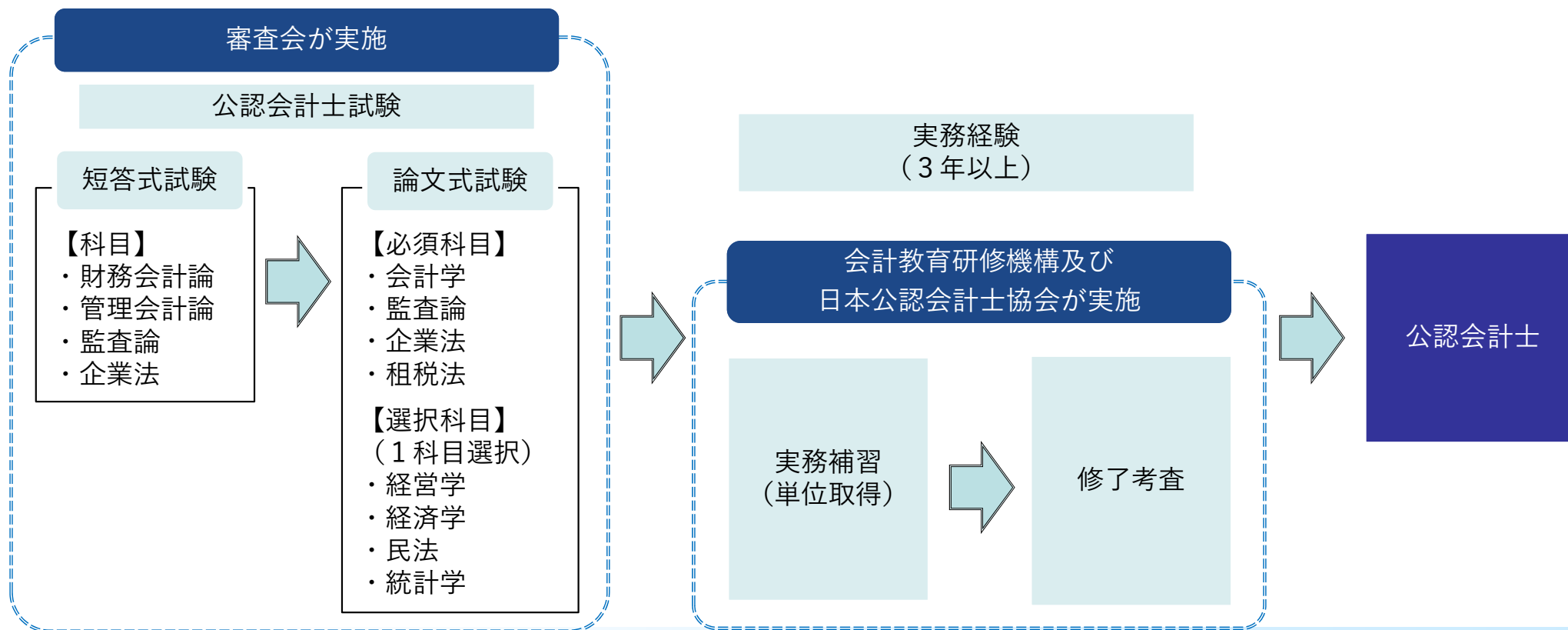
（注3）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している

II. (参考4) 審査会が実施するモニタリング等に関する情報

文書の種類	文書のタイトル	更新頻度	最新版公表日
① 基本方針	「監査事務所等モニタリング基本方針」 (審査会第8期：令和7年4月～令和10年3月) https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20250528/20250528.html	3年毎	令和7年5月28日
② 基本計画	「令和7事務年度 監査事務所等モニタリング基本計画」 https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20250718/20250718-2.html	毎年	令和7年7月18日
③ モニタリングレポート	「令和7年版 モニタリングレポート」 https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20250718/20250718.html	毎年	令和7年7月18日
④ 検査結果事例集	「監査事務所検査結果事例集」(令和7事務年度版) https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20250707/20250707.html	毎年	令和7年7月7日
⑤ 年次報告書	「公認会計士・監査審査会の活動状況」(令和6年度版) https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/reports/06/gaiyou/gaiyou.html	毎年	令和7年6月30日

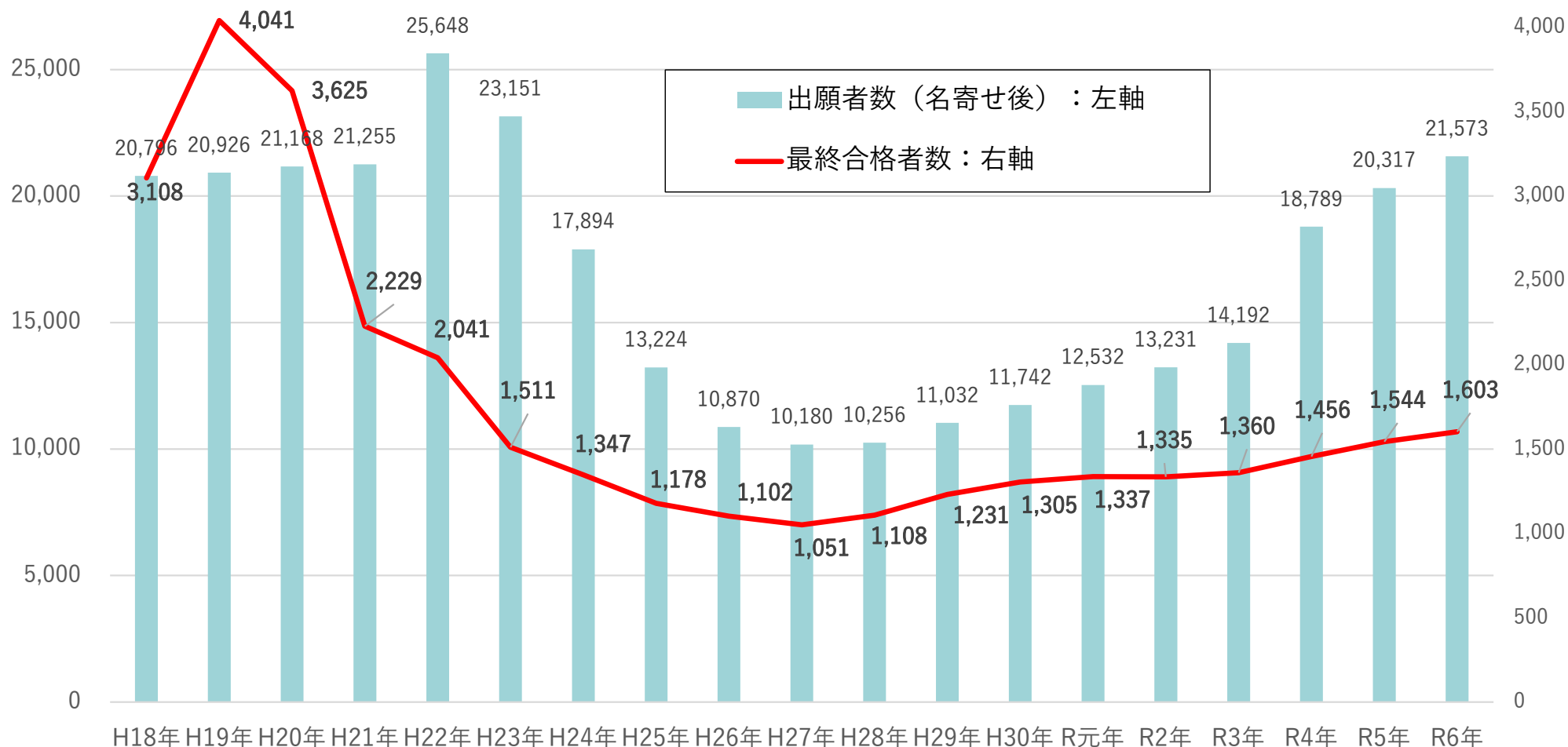
Ⅲ. 公認会計士試験の実施

- ・ 審査会は、公認会計士法に基づき、国家試験である公認会計士試験を実施する
- ・ 年2回実施する短答式試験、年1回実施する論文式試験からなる公認会計士試験に合格後、3年以上の実務経験と実務補習・修了考査を経て、公認会計士として登録することができる
- ・ 受験者数の増加や公認会計士に求められる知識・能力が拡大・多様化する中、合格者の資質・能力の確保の観点から課題が見られることを踏まえ、審査会として、受験者の能力のよりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容等の見直し（試験のバランス調整）に取り組むこととしている



Ⅲ. （参考 1）公認会計士試験の受験者数・合格者数の推移

- 最近は、受験者数の増加等に伴い、合格者数も徐々に増加させてきている。
（足元の合格者数の水準は、過去に待機合格者問題で合格者数を絞り込んだ時期を上回っている。）



Ⅲ. (参考2)「公認会計士試験のバランス調整について」【令和7年6月公表】①

<公認会計士試験を取り巻く状況>

- ・ 公認会計士試験の受験者数は、平成18年の新試験導入後、いわゆる「待機合格者問題」に伴い1万人程度まで減少したのち、最近では2万人を超える水準まで増加。
- ・ 受験者数の増加に伴い、短答式試験の合格率が低下し、一方で、論文式試験の合格率は相対的に高い水準となっているなど、それぞれの試験の位置づけ・役割からしても課題がみられる状況。

- **短答式試験**は、合格率が低すぎることや1問あたりの配点が高い問題が合否に与える影響が大きいこと等から、必要な知識を体系的に理解していても合格できない者が多数生じ得る状況。
- **論文式試験**は、合格率が比較的高いことや科目によっては記述問題の分量が減少していること等から、必要な思考力や応用能力等を十分に訓練できていなくても合格し得る状況。

<公認会計士を取り巻く状況>

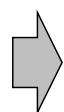
- ・ 監査の品質管理の強化が求められると同時に、監査業務における英語との関わりやITの活用が進むほか、サステナビリティ情報の開示・保証制度の導入に向けた動き。
⇒ 公認会計士試験の合格者に求められる知識や能力も拡大。

よりの確に受験者の能力を判定できるよう、公認会計士試験や公認会計士を取り巻く状況を踏まえ、試験運営の枠組みや出題内容等について見直し（試験の「**バランス調整**」）を行う必要。

Ⅲ. (参考2)「公認会計士試験のバランス調整について」【令和7年6月公表】②

【対応①】 短答式試験と論文式試験の合格率の調整（論文式試験の合格基準の見直し）【令和9年試験より実施】

- ・ 短答式試験の合格率が低く、受験者が正誤問題が中心の短答式試験に注力せざるを得ない状況は、試験合格者の資質や能力の確保の観点から懸念。

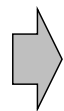


より多くの受験者が論文式試験を受験し、論文式試験での適正な競争が行われるよう、論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加させる。（論文式試験の合格基準の水準を引上げ。）

※ これにより短答式試験の合格率は上昇、論文式試験の合格率は低下することが見込まれる。

【対応②】 短答式試験の1問あたりの配点及び試験時間等の調整【令和8年試験より実施】

- ・ 短答式試験の計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）では、試験時間の制約から問題数が少なくなっており、受験者の能力等を的確に判定する観点から課題。
（また、問題数が少ないことにより1問あたりの配点が高く、これらの問題が合否に与える影響が大きい。）

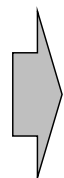


受験者の能力等をよりの確に判定できるよう、計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）において、問題数を増やし、1問あたりの配点の差を縮める。（それに伴い試験時間も調整。）

※ 各科目の配点（合計点）及び計算問題と理論問題の合計点の割合について変更を行うものではない。

【対応③】 試験問題の出題や能力判定に係る課題への対応

- ・ 試験の出題内容等についても、公認会計士に求められる知識や能力に応じて適切なものとする必要。



（1）短答式試験と論文式試験の位置づけ・役割に応じた適切な出題【令和8年試験以降、随時対応】

- ・ 論文式試験では、思考力や論述力等を確認するため、一定の記述量を求める出題が必要。

（2）論文式試験の選択科目における能力判定の適正化

- ・ 受験者数が少ない選択科目においても適正な能力判定が行えるよう得点換算方法等について検討。

（3）公認会計士の業務や求められる能力の拡大に応じた出題

- ・ 英語による出題、サステナビリティ情報の開示・保証及びITの活用に関する出題について検討。

Ⅲ. （参考 3）公認会計士試験に係る情報発信等

- 審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の増加・視野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている
- 具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている

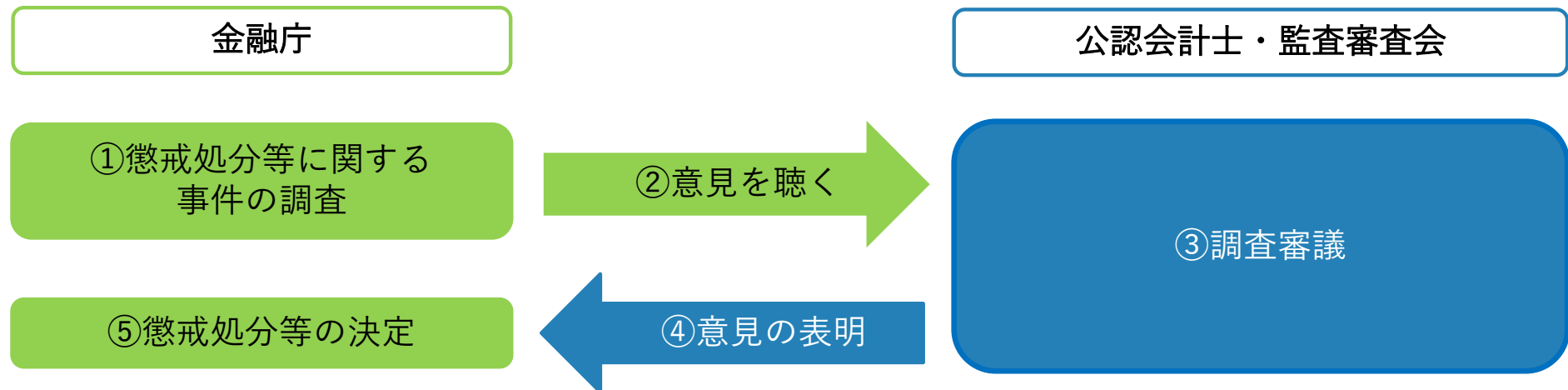
令和 6 年度の講演実績

北 陸		北海道	
金沢星稜大学	松井会長	北海道大学	松井会長
金沢大学	松井会長		
富山大学	青木委員		
福井大学	松井会長		
近 畿		東 北	
追手門学院大学	青木委員	秋田県立大学	青木委員
大阪公立大学	松井会長	東北工業大学	青木委員
兵庫県立大学	松井会長	東北大学	青木委員
大和大学	青木委員	弘前大学	青木委員
中 国		関 東	
広島修道大学	青木委員	青山学院大学	松井会長
福 岡		学習院大学	青木委員
福岡大学	青木委員	神奈川大学	青木委員
九 州		慶應義塾大学	松井会長
立命館アジア		駒澤大学	松井会長
太平洋大学	松井会長	専修大学	松井会長
		東京都立大学	青木委員

※ このほか、財務局を通じて大学等に対するPR活動を実施

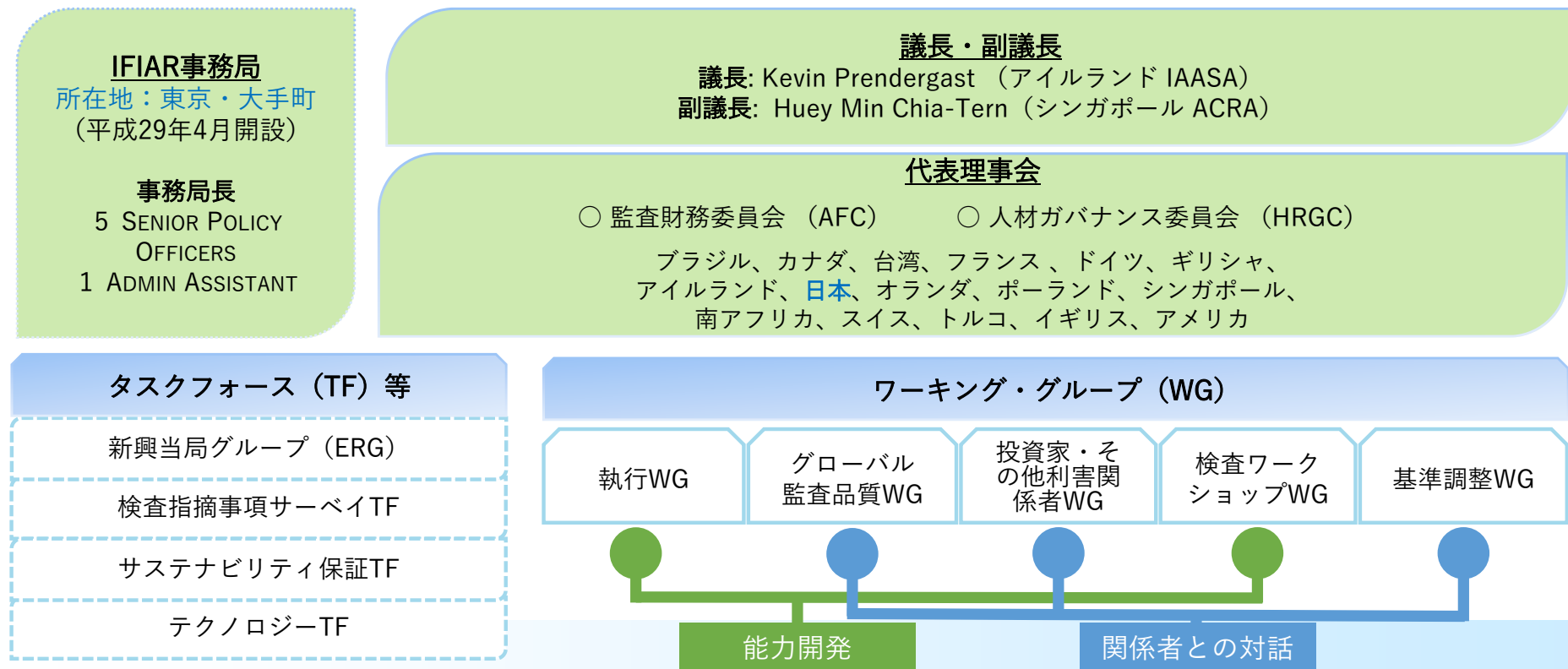
IV. 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

- 金融庁長官が、公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときは、審査会からの勧告の基づくものである場合を除き、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（公認会計士法第32条第5項）
- 審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるかどうかに関して意見を表明



V. 諸外国の関係機関との連携・協力

- 各国の監査監督当局間の協力・連携の場として、平成18年9月にIFIAR（International Forum of Independent Audit Regulators）が発足。日本からは審査会及び金融庁が参加している
- 審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めている
- なお、平成29年4月、IFIAR事務局が東京・大手町に開設され、IFIARは日本に本部を置く初の金融関係国際機関となった。審査会は、IFIARの主要メンバーとして積極的に貢献するとともに、IFIAR事務局の円滑な運営に向け、必要な支援を行っている



V. （参考1）IFIARを通じた監査品質の向上への貢献

■ IFIARの会合参加等を通じた貢献

- ✓ 年に1回開催されるIFIAR本会合に、審査会会長、委員、事務局長等が出席し、各国・地域の監査監督当局や6大グローバル監査法人ネットワークCEO、オブザーバーとして参加する他の国際機関等と監査を巡る課題等について共有・議論。



※ 右は、令和7年4月にドイツ・ベルリンで開催されたIFIAR本会合の様子。

- ✓ IFIARの意思決定機関である代表理事会メンバーとして、IFIARの組織運営の在り方や活動方針を決定するほか、全てのWG/TFに参加し、監査監督に関する知見を深め、IFIAR内外に発信。
- ✓ なお、令和5年4月～令和7年4月までは、議長国としても、IFIARにおけるグローバルな監査品質の向上に向けた活動・議論を主導。

※ 令和5年4月～令和7年4月にかけて、長岡 隆 金融庁総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長（当時）がIFIAR議長を務めた。

■ 日本IFIARネットワークを通じた貢献

- ✓ 監査を巡る国際的な動向や議論の成果について、国内の資本市場関係者に還元することを目的として、平成28年12月には、国内の主要な市場関係者からなる「日本IFIARネットワーク」を設立。国内関係者におけるネットワーキングの構築やIFIAR事務局との意見交換等を実施。

■ 事務局ホスト国としての貢献

- ✓ 事務局ホスト国として、IFIARの資本市場におけるプレゼンスの向上を目指すため、事務局の円滑な運営を支援。

これらの取組を通じて、国内外の監査品質の向上に貢献

V. (参考2) IFIARのメンバー構成

欧州 (32)

アイルランド(IAASA)*
 アルバニア(POB)
イギリス(FRC)*
 イタリア(CONSOB)
 ウクライナ(APOB)
 オーストリア(APAB)
オランダ(AFM)*
 キプロス(CyPAOB)
 ギリシャ(HAASOB)*
 クロアチア(MOF)
ジブラルタル(GFSC)
 ジョージア(SARAS)
スイス(FAOA)*
 スウェーデン(RI)
スロバキア(UDVA)
 スロベニア(APOA)
 スペイン(ICAC)
チェコ(RVDA)
 デンマーク(DBA)
 ドイツ(AOB)*
ノルウェー(FSA)
 ハンガリー(APOA)
 フィンランド(PRH)
フランス(H2A)*
 ブルガリア(CPOSA)
 ベルギー(BAOB)
 ポーランド(PANA)*
 ポルトガル(CMVM)
リトアニア(AAAPVIM)
ルーマニア(ASPAAS)
ルクセンブルグ(CSSF)
 ロシア(MOF/FT)

アジア大洋州 (12)

インド (NFRA)
 インドネシア(PPPK)
韓国(FSC/FSS)
 シンガポール(ACRA)*
 スリランカ(SLAASMB)
 タイ(SEC)
台湾(FSC)*
日本(FSA/CPAAOB)*
 フィリピン(SEC)
 マレーシア(AOB)
 オーストラリア(ASIC)
 ニュージーランド(FMA)

中東 (5)

アブダビ(ADAA)
 アブダビ・グローバルマーケ
 ット(RA)
 サウジアラビア(CMA)
ドバイ(DFSA)
トルコ(CMB/POA)*

アフリカ (3)

ボツワナ(BAOA)
 南アフリカ(IRBA)*
 モーリシャス(FRC)

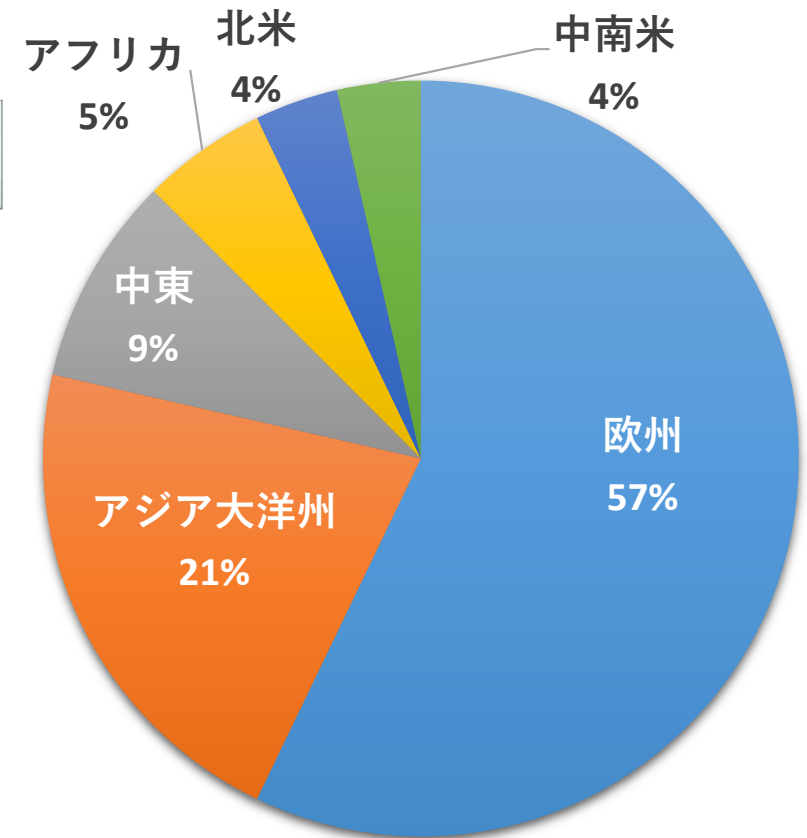
北米 (2)

アメリカ(PCAOB)*
カナダ(CPAB)*

中南米 (2)

ケイマン(AOA)
ブラジル(CVM)*

令和7年7月時点



※ 下線を引いてある22か国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書 (IFIAR MMOU) に署名。

※ 「*」の記載がある16か国・地域は代表理事会メンバー。